

集団転作と集落

— 宮城県登米郡米山 —

東北大學農學部 大 泉 一 貫

私は農業經營学を専攻しており、農家がもうかる手法を中心と考えておる。昭和五二年秋から、ここで取り上げる米山町の農業調査を行つておる、米山町については「単作地帯における自己完結型經營の存立構造」（井上完二編『現代稻作と地域農業』）、「集団的農地利用組織の形態と互助制度」（梶井功、高橋正郎編『集団的農用地利用』）を発表した。また農業総合研究所も「地域農業の構造と再編方向」『宮城県米山町実態調査報告』を今年三月発表している。

宮城県単作地帯では、一九七〇年代には、機械化の進行によって「ゆい・手間替・手伝」などの労働力交換を排除し、中上層農家同士の相互扶助体制＝共同体的労働力交換関係も崩壊した。中上層農家は他人の労働力に頼らないで、家族労働力だけで営む「家族による自己完結型經營」へと転換した。集落と農業生産とのかかわりをみると、かつては集落に関して封建性の打破がいわれたが、兼業化の進行、他方における機械化の進展、自己完結型經營の成立によって集落の共同性が崩れた。しかし、水田利用再編事業、集団転作を契機として集落が復活してきたように思う。宮城県では、第一次減反は未達成であったが、五三年には一〇〇%生産調整に協力したが、それには集落規制が働いた。

その集落規制とは旧系のとは異質の規制であり、新しい規制の仕

方で集落が復活した。その規制とはどのような内容のものか。米山町の集団転作を検討してそれを考えてみたい。

米山町は昭和四七年から基盤整備を開始しているが、集団土地利用は、転作と基盤整備を契機として形成された。米山町の中津山地区で始まった集団転作は基盤整備の前、後作という形で行われ、例えば前年秋麦播種——麦刈取——通年施行を行なうものである。町は集団転作を進めるために、耕作者には作業料金を支払い、集団転作地の土地所有者には米のみの所得一四万円を補償する互助制度を仕掛けた。この町が考えた互助制度は、町一円のシステムで一〇万円を補償し、基盤整備地区（中津山地区）で四万円を補償するという一本立てで、合計一四万円を土地所有者に補償するものであるが、この一四万円には算出の根拠はなく、実際には米所得以上の補償である。集団転作地以外の土地で転作の超過達成した人に対しても町一円のシステムで一〇万円が補償されるだけである。（この互助制度の仕組みについては前掲論文を参照されたい。）集団転作地は生産組合が作業を担当する。その生産組合は昭和五六年に八集団あつた。生産組織の広がりの中心になったのが四戸の専業農家で作った追土地中央生産組合で、これは五一一年一二月に発足した。

米山町の基盤整備は昭和六一年で完了することから、基盤整備完了後の集団転作と互助制度をどうするかが問題となる。そこで集落完結型の集団転作を町は仕掛けた。それが行なわれているのが平集落である。

平地区二九戸のうち二四戸が農地利用改善団体に入っている。平集落で団地転作の直接の契機になったのは圃場整備であるが、集落の主だった人達に、町、農協が話しかけて集落単位の団地転作を実

施するにいたった。平集落が属する短台地区の相互補償は、町の相互通報一〇万円に加えて、二万円を補償するものである。集団転作地は三戸の兼業農家の土地を中心として生産組織に利用権設定で預けられたものを団地化したのであり、それは、やはり「小作料」よりも高い補償が得られることが誘因であつたが、それ以外に団地転作に参加しないと集落内で孤立する恐れがあるという不安全感が働いている。

中津山地区の基盤整備とともになう集団転作、平集団の集落完結型の団地転作いずれも実勢小作料を上回る補償制度によって農地流動・集団化を呼び起こしているのであり、互助制度は、自らの転作割当を上回る転作田を提供する土地所有者に対する配慮として形成されたものであり、転作は避けて通れない。火の粉は昔でかぶりながら、その中で転作優良地創出とスケールメリットを目的とした水田の集団化のためにこの制度はつくられたものである。互助制度は、稻作農民全員への転作強制のもとで形成されたのであり、また、集落の論理ともいえる「不利益平等の原則」によって形成されたものである。特に転作未達成分にはペナルティが課せられるようになり、そして集団転作に加算金が支払われるようになると、転作が未達成であり、団地転作ができない場合、誰々のために、だめになり、もらえないくなつたといわれたくない。ペナルティと加算金が集落規制となつてあらわれ、損をするなら平等に損をしてあれこれ言われないようにするという気持が働く。従つて団地転作は生産振興というよりは多少損をしても、あれこれいわれたくないという「守り」である。ここに集落が再び機能してくる。しかし、その機能は、昭和四五五年以前の生産に対する「ゆい・手間替」のような積極的機能を果

すものでない。また兼業化が進行する中で集落として集団栽培が行なわれたが、それも田植機によつて、家族協業の自己完結型經營に変わり、さらに五〇年代前半から機械を中心とする共同作業が復活したのであるが、集落として生産的機能を果たすものではなく、外的な圧力への対応である。また農協自体が集団化の機能を果たしていない。農協や町の指導機関は集団的 土地利用を形成するための話し合いのきっかけを作り、互助制度を仕掛けて集団転作を実現した。また生産組織を町・農協が組織し、転作用の新しい機械を農協が購入して生産組織に貸与した役割も無視しえない。（高山記・なお本稿は録音の不備により、高山のメモをもとに記したものであり、誤りや意図が汲み取れなかつた点は御寛容願いたい。）